

資料編 2

改正電気事業法に係る ごみ焼却施設Q&A

平成28年3月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

目次

はじめに

1章 電気事業法改正への廃棄物発電の 対応

1. 改正法への対応について
2. 既存施設における改正法の適用確認
3. DBO方式によりSPC(特別目的会社)が
運営する施設の改正法の適用確認
4. 新規施設等での検討の進め方

2章 電気事業法改正の趣旨等全般に 関するQ&A

1. 全般
2. 広域系統運用の拡大
3. 小売及び発電の全面自由化
4. 送配電部門の法的分離
5. 事業類型の見直し
6. 今後の流れ

3章 発電事業者の該当の有無に関する Q&A

1. 発電事業者の要件

4章 発電事業者の責務に関するQ&A

1. 発電事業者の手続き
2. 発電事業者の義務

5章 発電事業者に該当する場合及び発 電事業者に該当しない場合の双方に 係る責務に関するQ&A

1. 責務の概要
2. 計画値同時同量とインバランス
3. FIT制度と計画値同時同量制度を進め
るための特例制度

6章 一般送配電事業者との契約等に関 するQ&A

1. 一般送配電事業者との契約
2. 一般送配電事業者との調整等

7章 小売電気事業者との契約等に関する Q&A

1. 小売電気事業者との契約
2. 小売電気事業者との調整等
3. 小売電気事業者との委託契約

8章 その他の事項に関するQ&A

用語集

はじめに

平成28年4月に改正電気事業法が施行され、電力小売事業の全面自由化と電気事業類型の変更が実施されます。これに関連し、電力の卸・小売供給について計画値同時同量制度が導入されるため、廃棄物処理施設においても少なからぬ影響が生じます。発電事業者の要件を満たす市町村等には発電事業者としての責務が生じ、発電事業者に該当しなくとも電力システムを利用するためのルールが適用されます。

このことから、改正電気事業法の施行にあたり、市町村等（廃棄物処理施設）が対応しなければならない事項を明確にするため、改正電気事業法の内容やFIT電源の特例措置等について、Q&A形式でとりまとめました。市町村等が何をすべきかを中心に解説しましたので、ご活用いただきたい。

なお、本Q&Aは現時点での情報を基に作成しているため、回答が明確でない部分もあります。適宜補足する予定です。

※本Q&Aにてくる電気事業法の条文等は、特に断りがない限り、改正後の電気事業法における条文等を指します。

1章 電気事業法改正への 廃棄物発電の対応

1章 電気事業法改正への廃棄物発電の対応

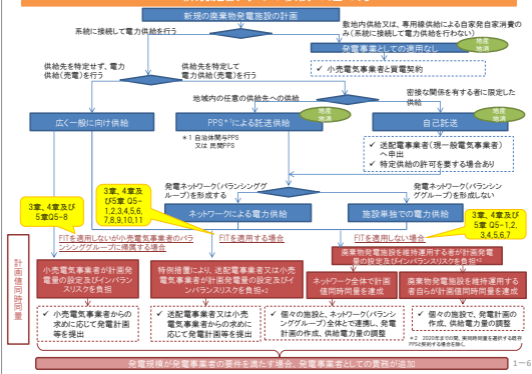
ページ

1. 改正法への対応について	…1-3
2. 既存施設における改正法の適用確認	…1-4
3. DBO方式によりSPC（特別目的会社）が運営する施設の改正法の適用確認	…1-5
4. 新規施設等での検討の進め方	…1-6

1. 改正法への対応について

- ✓平成28年度4月1日以降は、システムを利用する全ての廃棄物発電施設に計画値同時同量制度が適用されます。(5章)
- ✓一方で、以下のケースにおいては、小売電気事業者または一般送配電事業者が発電者に代り計画発電量の設定主体、インバランスリスクを負う主体となります。(5章Q5-8)
 - ・ 売電先の既存PPSが実同時同量を選択する場合
 - ・ FIT電源において特例措置を適用する場合
- ✓また、小売電気事業者の発電バランスンググループに帰属することで、発電者が行うべきシステム利用のルールを小売電気事業が代表して行うことが可能です。(5章Q5-5,6章Q6-1)
- ✓以上のように、売電契約する小売電気事業者を選定することで、発電者に新たな特段の作業を必要としないケースがあり、その事例も出ています。
- ✓ただし、発電事業者に該当する場合は、法に定める義務が課せられます。(4章)

4. 新規施設等での検討の進め方



2章 電気事業法改正の趣旨等全般 に関するQ & A

2章 電気事業法改正の趣旨等全般に関するQ&A目次

1. 全般	ページ
Q2-1 電力システム改革とは何ですか。	…2-3
2. 広域系統運用の拡大	
Q2-2 広域系統運用の拡大とは何ですか。	…2-4
解説 電力広域的運営推進機関	
3. 小売及び発電の全面自由化	
Q2-3 小売の全面自由化とは何ですか。	…2-6
4. 送配電部門の法的分離	
Q2-4 送配電部門の法的分離とは何ですか。	…2-7
5. 事業類型の見直し	
Q2-5 電気事業がどのように変わるのでですか。	…2-8
解説 1 発電事業者とは	
2 一般送配電事業者とは	
3 小売電気事業者とは	
4 発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者の関係はどうか	
6. 今後の流れ	
Q2-6 電力システム改革のこれまでの経過と、今後の流れはどうか	…2-15
関連条文	…2-16

Q2-1 電力システム改革とは何ですか。

1. 全般

A2-1

改革の3つの目的と3つの柱

これまで料金規制と地域独占によって実現しようとしてきた「安定的な電力供給」を、国民に開かれた電力システムの下、事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫によって「低廉で安定的な電力供給」を実現する方が電力システム改革です。以下の改革を行う3つの目的と改革の3つの柱を中心として改革が進められています。

改革を行う3つの目的

1. 安定供給を確保する
2. 電気料金を最大限抑制する
3. 需要家の選択枝や事業者の事業機会を拡大する

改革の3つの柱

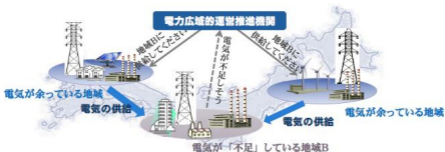
1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

電力システム改革が創り出す新しい生活とビジネスのかたち(経済産業省)より

A2-2

地域を越えて電気をやりとりしやすくし、緊急時の地域間融通を柔軟に行える仕組みを構築することで、災害時などに停電を起こりにくくします。

広域系統運用の拡大と送電インフラの整備と併せて行う指令塔として平成27年4月「電力広域的運営推進機関」(⇒解説)が設立されました。



総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会 第4回資料より

2-4

解説 電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関は、地域を越えた電気のやり取りを容易にするための送配電網の整備を進めるとともに、災害時の停電リスクの軽減等、平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的としています。

電力広域的運営推進機関の主な業務内容

- ① 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ② 全国大の電力供給の計画を取りまとめ、送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③ 平常時において広域的な運用の調整を行う。(周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施)
- ④ 新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会 第4回資料より

2-5

Q2-3

小売の全面自由化とは何ですか。

3.小売及び発電の全面自由化

A2-3

一般家庭や全ての企業向けの電気の小売販売ビジネスへの新規参入が解禁されます。これにより、電気の利用者は誰でも、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。



A電力会社の
電気料金
(標準料金)



B電力会社の
電気料金
(標準料金)



B電力会社の
電気料金
(時間帯別料金)



グリーン電気料金
再エネ100%
(CO2フリー)



電気自動車と
電気の
セット販売

電力システム改革が創り出す新しい生活とビジネスのかたち(経済産業省)より

2-6

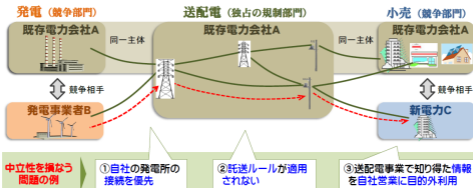
Q2-4

送配電部門の法的分離とは何ですか。

4.送配電部門の法的分離

A2-4

電力の小売全面自由化に伴い電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須です。現行の「会計分離」から、中立性を高めるために「法的分離」が必要となってきます。



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第17回資料より

2-7

A2-5



現在は、一般電気事業者及び卸電気事業者、卸供給等が発電する電力を、一般電気事業者が一般の需要へ供給している。ただし、特定規模電気事業者(新電力)は50kW以上の大口需要への供給を行うことができる。

小売全面自由化後は、発電事業、送配電事業及び小売電気事業者がライセンス制となり、小売電気事業者はすべての需要に供給することができる。なお、発電事業には、発電事業者以外に、一定規模未満の発電設備設置者が存在する。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第2回資料より

2-8

解説1 発電事業(者)とは

発電事業 (電気事業法第二条第1項十四)

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

発電事業者 (電気事業法第二条第1項十五)

発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第1項の規定による届出をした者をいう。

発電事業の解釈について

- 1 「自らが維持し、及び運用する」の解釈について
必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電気工作物の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば、「自らが維持し、及び運用する」に該当すると解されています。
- 2 「小売電気事業等の用に供するための電気を発電する事業」の形態としては以下のケースが想定されます。
 - ① 自社の小売電気事業等の用に供するための電気を発電している場合
 - ② 小売電気事業者等に相対で売電契約を行っている場合
 - ③ アグリゲーター等、小売電気事業者等への売電を仲介する事業者へ売電契約を行っている場合
 - ④ 専ら卸電力取引所に拠出するために発電所を運用している場合
- 3 以下の場合には発電事業には該当しません。
 - ① 発電量のすべてを自家消費している場合
 - ② 自営線を介した特定供給に用いている場合
 - ③ 自己託送に用いている場合 など

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第7回資料より

2-10

解説2 一般送配電事業者とは

一般送配電事業（電気事業法第二条第1項八）

自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行う事業を含む。

一般送配電事業者（電気事業法第二条第1項九）

一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

解説3 小売電気事業(者)とは

小売電気事業（電気事業法第二条第1項二）

小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

小売電気事業者（電気事業法第二条第1項三）

小売電気事業を営むことについて第二条の二の登録を受けた者をいう。

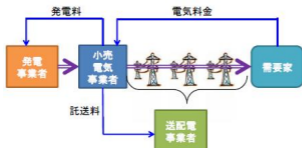
解説4 発電事業者、一般送配電事業者、小売電気事業者の関係はどうなるのか

【電気の流れ】 →

- 発電事業者は、発電所で発電し、小売事業者に売電する。
- 小売電気事業者は、需要家に電気を販売する。
- 送配電事業者は、送配電設備を用いて、小売電気事業者のために電気を需要家に届ける。

【料金の流れ】 →

- 需要家は、小売電気事業者に電気料金を支払う。
- 小売電気事業者は、発電事業者に発電料を、送配電事業者に託送料を支払う。



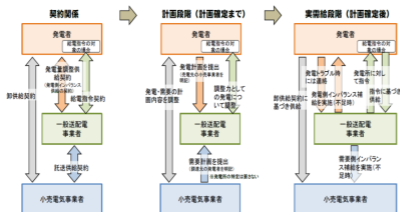
(続く)

(続き)

5. 事業類型
の見直し

発電者（発電事業者及び一定規模未満の発電設備設置者でありシステムを利用するもの）は、小売電気事業者と卸供給契約を締結するとともに、一般送配電事業者と発電量調整供給契約（発電側インバランス供給の契約）を締結する。

小売電気事業者は、一般送配電事業者と託送供給契約を締結する。



※発電計画・需要計画の提出は、広域的運営推進機関を経由して行われる。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第7回資料より

2-14

Q2-6

電力システム改革のこれまでの経過と、今後の流れはどうなっていますか。

6. 今後の流れ

A2-6

電力システム改革を以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしています。

電力システム改革の3段階の実施スケジュール

	実施時期	法案提出状況等
【第1段階】 広域系統運用機関(仮称)の 設立	平成27年(2015年) に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (平成27年(2015年)4月に「広域的運営 推進機関」が設立)(平成25年法律第74 号)
【第2段階】 電気の小売業への参入の全 面自由化	平成28年(2016年) に実施	平成26年(2014年)6月11日成立 (平成26年法律第72号)
【第3段階】 法的分離による送配電部門の 中立性の一層の確保、電気の 小売料金の全面自由化	平成32年(2020年) に実施	平成27年(2015年)6月17日成立 (平成27年法律第47号)

電力システム改革が創り出す新しい生活とビジネスのかたち(経済産業省)より 2-15

関連条文

第二条の二

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない

第三条

(事業の許可)

第三条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない

第二十七条の二十七

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

3章 発電事業者の該当の有無に関するQ&A

3章 発電事業者の該当の有無に関するQ&A 目次

	ページ
1. 発電事業者の要件	
Q3-1 市町村等のごみ発電施設は、どのような場合に発電事業者に該当するのですか。	…3-3
解説 1 要件①について	
2 要件②について	
3 要件③について	
4 “同時最大受電電力の値を事業者単位で合計する”について	
Q3-2 市町村等のごみ発電施設が発電事業者の要件に該当する場合、誰が発電事業者になるのですか。	…3-8
関連条文	…3-10

Q3-1

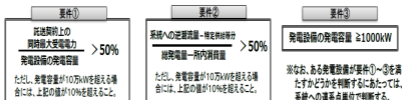
市町村等のごみ発電施設* は、どのような場合に発電事業者に該当するのですか。

*発電を行うごみ焼却施設をいう。以下同じ。

1. 発電事業者の要件

A3-1

下記の要件①、要件②、要件③の全てを満たす発電施設について、同時最大受電電力の合計値が1万kWを越える場合は、発電事業者に該当します。



※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への遠時点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

解説1 要件①について

設備計画上の要件

発電設備の発電容量に占める託送契約上の同時最大受電電力(自己託送等を除く)の割合が5割を超える

$$\frac{\text{託送契約上の同時最大受電電力}}{\text{発電設備の発電容量}} > 50\%$$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

用語説明

➤ 発電設備の発電容量

当該発電設備が発電できる最大の能力

➤ 託送契約上の同時最大受電電力

受電地点において設備上使用できる最大受電電力を上限とした、基本契約に係る振替供給契約と他の接続供給契約、振替供給契約等により同時に受電する電力の最大値

電力広域的運営推進機関からの受電指示に伴う電力受給のための振替供給等に関する基本契約書(東京電力)より

補足1 (ただし書きについて)

10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。

補足2 (例)

発電容量が5万kWであって、託送契約上の同時最大受電電力が2万kWである発電設備のみを維持・運用する事業者などは発電事業者に該当しない。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第8回資料、発電事業者の要件等について(平成28年1月、資源エネルギー庁電力基盤整備課)より

3-4

解説2 要件②について

年間の発電電力量の用途に係る要件

発電設備の総発電量(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(特定供給等分を除く)の割合が5割を超えることが見込まれる

$$\frac{\text{系統への逆潮流量-特定供給等分}}{\text{総発電量-所内消費量}} > 50\%$$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

用語説明

➤ 系統への逆潮流

通常は電力を消費する側が反対に電力系統へ電気を送り出す電力

➤ 総発電量

当該発電設備の年間発電電力量

➤ 所内消費量

ごみの焼却処理・発電にかかる工場内の消費電力量

➤ 特定供給等分

系統への連携点以降における他施設への供給量

補足1(ただし書きについて)

10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第8回資料より

(続く)

3-5

(続き)

1. 発電事業者の要件

補足2 (例)

発電容量が5万kWであって、年間の総発電電力量が1100万kWh、所内負荷等が100万kWh、系統への逆潮流量が400万kWhとなることが見込まれる発電設備を維持・運用する事業者のように、発電容量が10万kW以下であって自家発自家消費率が5割以上と見込まれる事業者は発電事業者には該当しない。

補足3

発電事業は事前届出制であるが、要件②は年間の発電電力量の用途に係る要件であるため、届出時点では、「見込み」により要件の該当を判断することとなる。(この見込みが著しく不適当であり、故意に発電事業の届け出を行わなかったと認められる場合等には、発電事業の届出義務違反として、法第119条第7号の規定に基づき、罰則の適用を受けることもありうる。)

解説3 要件③について

特定自家発の要件

発電設備の発電容量が1000kW以上である

発電設備の発電容量 $\geq 1000\text{kW}$

補足1 (例)

数kWや数十kW程度の小規模な太陽光発電設備を大量に維持・運用し、同時最大受電電力の合計が1万kWを超える事業者は発電事業者には該当しないことになる。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第8回資料より ³⁻⁶

解説4 “同時最大受電電力の値を事業者単位で合計する”について

1. 発電事業者の要件

- ◇ 事業者自らが維持・運用する発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力を合計します。
- ◇ 市町村等においては、市町村を事業者単位と捉えること、発電した電気について処分や対処する権限が各部局の長に委任されている場合に当該部局を事業者単位と捉えることのいずれも可能です。

例えば、市長部局でごみ発電施設、企業局で水力発電施設を有している場合、それぞれ権限を有する部局ごとに合計することが可能です。発電事業の届出に関しては、当該権限を持つ者を代表者とする複数の発電事業届出書を提出することもできますし、市町村長名での届出書を提出することも可能です。(資源エネルギー庁ヒアリングより)

補足1

発電事業者には該当しなくとも系統を利用して売電を行う発電設備保有者は、発電事業者と同様のルール(計画値同時同量、一般送配電事業者との契約)が課せられます。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ第8回資料より

Q3-2

市町村等のごみ発電施設が発電事業者の要件に該当する場合、誰が発電事業者になるのですか。

1. 発電事業者の要件

A3-2

電気事業法第二条第1項十四においては、発電事業の定義について、「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて～電気を発電する事業」と規定しているところ、「維持・運用」については、必ずしもその設備を所有することは必要とされており、電気工作物の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば、「自らが維持し、及び運用する」に該当すると解されています。

従って、市町村等が発電設備の維持・運用に関し一義的な責任及び権限を有している場合は市町村等が、PFIやDBO方式によるSPC(特別目的会社)等の運営事業者が発電計画等の意思決定を行っている場合など一義的な責任及び権限を有している場合は当該事業者が、発電事業者に該当します。

補足1(例)DBOのケース

DBOでは、売電収入が市町村等に帰属するケースもあるが、その場合でも発電設備の維持・運用に関し、一義的な責任及び権限をSPCが有している場合は、SPCが発電事業者となります。

(続く)

3-8

(続き)

1. 発電事業者の要件

補足2

電源の所有及び機器の操作は子会社が担っている一方、日々の発電計画の作成等の意思決定を親会社が行っている場合には親会社が発電事業者に該当することとし、子会社が発電計画の作成等の意思決定も合わせて事業活動を行っている場合には子会社が発電事業に該当します。

<事例1>複数の子会社に出資しているケース

親会社が子会社の発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、親会社が発電事業の届出を行うこととなる。



子会社が発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、それぞれの子会社が発電事業の届出を行うこととなる。

<事例2>複数の親会社から出資を受けているケース

出資比率等に応じ、親会社が子会社の発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、それぞれの親会社が発電事業の届出を行うこととなる。



子会社が発電計画の策定や受電会社との契約等の意思決定を行っている場合には、子会社が発電事業の届出を行うこととなる。

関連条文

電気事業法第二条第1項十四

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

4章 発電事業者の責務に関するQ&A

4章 発電事業者の責務に関するQ&A 目次

	ページ
1. 発電事業者の手続き	…4-3
Q4-1 市町村等のごみ発電施設が発電事業者の要件に該当する場合、いつ、どのような手続きを行う必要があるのですか。	
2. 発電事業者の義務	…4-5
Q4-2 ごみ発電施設を運営する市町村等が発電事業者になった場合、義務として求められる事項は何ですか。	
解説 1 経済産業大臣の供給命令に従う義務	
2 供給計画の提出義務	
3 一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務	
4 電力広域的運営推進機関への加入義務等	
5 発電計画等	
6 会計整理義務	
7 償却命令の対象	
8 国への諸届	
9 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令	
関連条文	…4-20

Q4-1

市町村等のごみ発電施設が発電事業者の要件に該当する場合、いつ、どのような手続きを行う必要があるのですか。

1. 発電事業者 の手続き

A4-1

①電力広域的運営推進機関(OCCTO)への加入

電気事業法第28条の11により、発電事業を営もうとする者は、経済産業大臣への届出に先立って、推進機関に加入する手続きを取らなければなりません。

加入の手続きについては、OCCTOホームページでご確認ください。
(<https://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/>)

②経済産業大臣への届出

電気事業法第27条の27により、発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届出なければなりません。なお、改正電気事業法の施行日から3カ月以内(6月30日迄)に届出をすることが必要とされています。

発電事業者向け説明会資料(平成28年1月、OCCTO)より

(続く)

(続き)

1. 発電事業者
の手続き

届出の内容は以下のとおりです。なお届出書の様式等については経済産業省資源エネルギー庁のホームページでご確認ください。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- ③ 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- ④ 事業開始の予定年月日
- ⑤ その他経済産業省令で定める事項

(電気事業法第27条の27)

4-4

Q4-2

ごみ発電施設を運営する市町村等が発電事業者になった場合、義務として求められる事項は何ですか。

2. 発電事業者
の責務

A4-2

- ① 経済産業大臣の供給命令に従う義務(⇒解説1)
- ② 供給計画の提出義務(⇒解説2)
- ③ 一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務(⇒解説3)
- ④ 広域的運営推進機関への加入義務等(⇒解説4、解説5)
加入に伴い、以下のような義務が発生します。
 - 会費の支払い
 - 広域機関からの指示の対象
 - 発電計画等の情報提供義務
 - 総会への出席
 - 諸事務手続き
- ⑤ 会計整理義務(⇒解説6)
- ⑥ 償却命令の対象(⇒解説7)
- ⑦ 国への諸届出(事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出)(⇒解説8)
- ⑧ 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象(⇒解説9)

解説1 経済産業大臣の供給命令に従う義務

2. 発電事業者の責務

電気事業法第31条により、発電事業者は下記の事項(経済産業省大臣の命令)に従う義務があります。

- 1 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気の供給を行うこと。
- 2 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。
- 3 広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

補足1

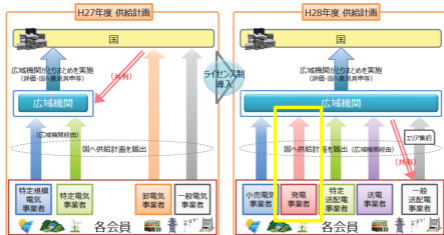
ごみ焼却施設においては、定期点検時やごみ量が少ない等送電端電力が確保できない場合には、供給命令に従えないケースがあります。供給命令への違反に対しては罰則規定がありますが、供給命令の要件の一つとして当該処分が「適切である」ことが課されており、命令の内容が事態の解決に相当であることや命令の対象となる電気事業者を不当に制約するものではないことなどが求められています。

4-6

解説2 供給計画の提出義務

2. 発電事業者の責務

電気事業法第29条に基づき、全ての電気事業者は供給計画を広域機関経由で国へ提出する義務があります。



(続く) 広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

4-7

(続き)

供給計画届出様式(案)

[H27. 7. 27 第14回制度設計WG 資料6-5抜粋]

係 項 号	項目	様式	現行				改正後				
			一般 電気	卸 電気	特電 PPS	発電	売 電	送配電事業者			登録 特定 送配電
								一般 送配電	送電	特定 送配電	
1 号	イ 最大電力の供給 (年度別、10年間)	様式20-1	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ロ 電力量の供給 (年度別、10年間)	様式20-2	○	○	○	○	○	○	×	×	○
2 号	ハ 最大電力の供給 (月別、初年度)	様式20-3	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	ニ 電力量の供給 (月別、初年度)	様式20-4	○	○	○	○	○	○	×	×	○
3 号	イ 発電所の使用開始、能力変更 (10年間)	様式20-5	○	○	○	○	×	○(届出)	×	×	×
	ロ 送電設備の使用開始、能力変更 (10年間)	様式20-6	○	○	○	×	×	○	○	○	○
4 号	ハ 発電所(35万超)の使用開始、能力変更 (11年度以降)	様式20-7	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	ニ 電気の取引 (年度別、10年間)	様式20-8	○	○	○	○	○	○	×	×	○
5 号	ホ 入札(初年度実施)による10年間の電気の調達	様式20-9	○	×	×	○	○	○	○	○	○
	ヘ 入札(2年度以降実施)による9年間の電気の調達	様式20-9	○	×	×	○	○	○	○	○	○
6 号	イ 供給区域需要電力量想定書	様式23	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	ロ 自社需要電力量想定書	様式23-2	○	×	×	○	○	○	×	×	×
7 号	ハ 発電所別発電計画明細書	様式24	○	○	○	○	×	○	×	×	×
	ニ 火力発電所燃料計画明細書	様式25	○	○	○	○	×	○	×	×	×
8 号	ホ 電気の取引 (月別、初年度)	様式26	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	2号 開発計画の発電設備	様式27	○	○	○	○	○	○	×	×	×
9 号	2号 質的詳細	様式27	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	3号 電力系統の状況 (初年度、5、10年度)	様式28	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 号	4号 最大電力発生時の電力潮流図 (初年度、5年度)	様式28	○	×	×	×	○	○	○	○	○
	5号 連系線送電・運用容量、供給電力 (初年度、5、10年度)	様式28-2	○	×	×	×	○	○	×	×	×
11 号	○ 連系線利用明細	様式28-3	○	○	○	○	○	×	×	×	○

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

(続く)

4-8

(続き)

提出方法

発電事業者は、発電事業者となった日から16日以内にOCCTOに「供給計画の案」を提出することになっています。

発電事業者向け説明会(平成28年1月20日、OCCTO)配布資料より

供給計画の届出様式、記載要領、運用要領及び電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインはOCCTOのホームページでご確認ください。

(https://www.occto.or.jp/jigyosha/kyokyu/2016_0201_dainidankai.html)

なお、供給計画提出に先立ち、OCCTOシステムにおけるマスターデータ登録が必要となります。詳細はQ5-2を参照下さい。

4-9

解説3 一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務

2. 発電事業者の責務

電気事業法第27条の28による発電等の義務は、一般送配電事業者に対して、一般送配電事業者が需給を調整するために利用する電気を供給する場合には、ごみ発電にも発生する場合があります。

(資源エネルギー庁ヒアリングより)

4-10

解説4 電力広域的運営推進機関への加入義務等

2. 発電事業者の責務

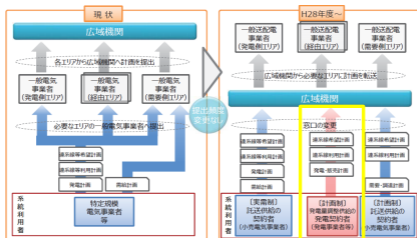
電気事業法第28条の11により、届出をして発電事業を営もうとする者は、届出に先立って推進機関に加入する手続きを取らなければなりません。また、加入に伴い以下の義務が生じます。

- 会費の支払い(定款第52条)
- 広域機関からの指示の対象(法28条の44、定款第11条)
- 発電計画等の情報提供義務(法28条の43、定款第11条、業務規定51条)
⇒解説5
- 総会への出席(定款第17条)
通常総会、臨時総会
- 諸事務手続き(加入、脱退など)(法28条の11、法28条の12、定款第9条、定款第10条)

電気事業法、電力広域的運営推進機関定款、業務規定より抜粋

4-11

電気事業法第28条の40第1号に基づき、広域機関が会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視するため、会員は広域機関に発電計画等を提出しなければなりません。



(続く) 広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より 4-12

(続き)

発電計画等の内容

発電計画:

- > 発電契約者が、契約の対象とする発電所(受電地点)全てについて記載する
- > 高圧以下の発電所は、複数を纏めて合計値として記載することが可能な場合がある

調達計画:

- > 契約者(または発電契約者)単位で電気を購入する計画
- > 契約者(小売電気事業者)のほか、発電トラブル時持ちかえ等のため、発電契約者が提出することも可能
- > 購入先として、発電契約者(または契約者(=需要BG))、卸電力取引所を指定する

販売計画:

- > 発電契約者(または契約者)単位で電気を販売する計画
- > 発電契約者のほか、需給調整等(転売)のための契約者(小売電気事業者)が提出することも可能
- > 販売先として契約者(=需要BG)(または発電契約者)、卸電力取引所を指定する

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

(続く)

(続き)

連系線利用計画： ※新規の場合は「連系線希望計画」

- 販売・調達が連系線を介して行われる場合は、(実同時同量と同じ)連系線利用計画を併せて、受電する契約者または発電契約者が提出する
- 広域機関が定める「供給先未定発電事業者等」による連系線利用をされる場合は、当該事業者等は長期計画を提出する
- 連系線利用計画は、1つの調達計画について1つ記載する
 - ✓なお、販売計画は複数の連系線利用計画をまとめて1つでもよい
- なお、連系線利用登録にかかる契約認定を受けようとする場合は、契約認定単位で1つの連系線利用計画を設定する

発電設備の停止計画：

- 約款に定める「発電設備の停止計画」は、発電契約者、または(実同時同量の場合)契約者が提出する

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

(続く)

4-14

(続き)

提出する計画、提出期限及び提出内容について

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値および最小値	各週平休日別の販売電力の最大値および最小値	日別の販売電力の最大値および最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値および最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

4-15

電気事業法第27条の29により、発電事業者は電気事業法第27条の2に定める会計の整理等を行わなければなりません。ただし、特殊な会計整理を必要とする事業者は一定規模以上の大規模な事業者に限られることから、市町村等が行う発電事業については、公会計に基づき作成した財務諸表の提出を可能とするよう検討が進められています。

(資源エネルギー庁ヒアリングより)

- 1 発電事業者は経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。
- 2 発電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(法第27条の29による法第27条の2の準用)

電気事業法第27条の29により、発電事業者は電気事業法第27条の3に定める償却命令の対象となります。ただし、命令の対象として想定されているのは、現在、命令の対象となっている一般電気事業者と卸電気事業者の一部であり、ごみ発電等の市町村等が行う発電事業については該当しません。

(資源エネルギー庁ヒアリングより)

- 1 経済産業大臣は、発電事業者の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、発電事業者に対し、発電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

(法第27条の29による法第27条の3の準用)